

長岡市川口地域ふるさと創生基金事業実行委員会規約

(目的)

第1条 この委員会は、川口地域における地域振興や新市の一体感の醸成を図るため、市民と行政とが協働し、地域住民主体の市民活動及び地域活動の促進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 委員会の名称は、長岡市川口地域ふるさと創生基金事業実行委員会（以下「委員会」という。）とする。

(事業)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 川口地域における長岡市ふるさと創生基金事業の企画立案に関する事項
- (2) 川口地域における長岡市ふるさと創生基金事業の事業実施に関する事項
- (3) 前2号に定める事項のほか、事業の目的達成のために必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、支所長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 住民の代表者
- (4) 行政機関等の代表者
- (5) 本市の職員

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を防げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 監事 1名

(役員の仕事)

第7条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計及び会務を監査する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

(経費)

第9条 委員会の運営に要する費用は、負担金その他の収入をもってこれに充てる。なお、委員会の会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、長岡市川口支所地域振興課に置く。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

(附則)

この規約は、平成22年6月30日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、平成22年6月30日以降平成23年3月31日までに委嘱された委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

川口地域ふるさと創生基金実行委員会委員(案)

No.	役職	所 属	団体役職
1		川口地域委員	
2		”	
3		”	
4		川口地区総代会	会長
5		川口町商工会	会長
6		川口観光協会	会長
7		川口小学校	校長
8		川口中学校	校長
9		あぐりの里	店長
10		川口支所	支所長

事務局：川口支所地域振興課